

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第29号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第7（第22条関係） 騒音に係る特定施設</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物 2 (略)</td></tr></table>	(略)	備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物 2 (略)	<p>別表第7（第22条関係） 騒音に係る特定施設</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物 2 (略)</td></tr></table>	(略)	備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物 2 (略)
(略)					
備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物 2 (略)					
(略)					
備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 <u>2条第1項第16号</u> に規定する電気工作物 2 (略)					
<p>別表第8（第22条関係） 振動に係る特定施設</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第18号に規定す る電気工作物 2 (略)</td></tr></table>	(略)	備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第18号に規定す る電気工作物 2 (略)	<p>別表第8（第22条関係） 振動に係る特定施設</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第16号に規定す る電気工作物 2 (略)</td></tr></table>	(略)	備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第16号に規定す る電気工作物 2 (略)
(略)					
備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第18号に規定す る電気工作物 2 (略)					
(略)					
備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第16号に規定す る電気工作物 2 (略)					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。